

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2015, 2, 5 NO. 169

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話・FAX 5932-6170

区議会控室 3312-2111(内)2319



区立施設の使用料値上げ・時間区分変更始まる 利用者から不満の声が続出！

■登録団体の施設使用料の値上げ

荻窪地域区民センター 第一集会室・午前				
改定前	2015年1月	2016年4月	2017年4月	倍率
1,250円	1,800円	2,400円	3,100円	2.5倍

西荻南区民集会所 遊戯室(集会使用)・午前				
改定前	2015年1月	2016年4月	2017年4月	倍率
1,850円	2,700円	3,600円	4,500円	2.4倍

荻窪体育館 全面貸切2時間				
改定前	2015年1月	2016年4月	2017年4月	倍率
1,650円	3,000円	4,400円	5,900円	3.6倍

杉並区は、今年1月から区立施設使用料の変更を強行。登録団体の減額制度の段階的廃止が始まり、区民の施設利用に様々な悪影響を与え始めています。2017年4月には、減額制度は全面廃止となり、使用料自体の値上げは、現行使用料の3倍以上となる施設もあります。(左表)

区内の各団体からは「費用の負担が重くなり、活動を自粛している」などの声が寄せられており、深刻な事態が発生しています。

※登録団体の減額制度とは？
杉並区民が健康増進やコミュニティの形成のために作った地域団体で、定められた手続きに則り区に申請し登録する団体。使用料減額助成を受けることができる。

登録団体使用料引き上げ
3段階の値上げで3倍以上

日本共産党区議団は、区が使用料値上げの素案を発表した当初から、利用者負担の増加につながり、区民福祉を後退させるものとして撤回を求めてきました。本来、地方自治体は区民の文化活動やスポーツ振興を積極的に推進する責任があります。しかし、区は「未利用者との公平性を確保していく」として、区民の反対を押し切り団体登録制度の廃止を強行しました。地方行政の責任を放棄する杉並区の姿勢を正し、使用料引き上げを止めるために全力を尽くします。

使用料引き上げの撤回を

しかし、この変更により、体育館利用等での利用券購入の手間なども増え、利用者からは「値段も上がり余計な手間も増えた」との声も上がっています。

使用料の値上げに伴い、多くの区立施設で午後の部が2分割され2時間ごとの利用となりました。(変更前は午後の部は4時間)利用時間を分割することで、値上げ感を緩和しようというのが区の狙いです。

午後の部は2分割で不便に

■時間区分の変更

時刻	変更前	変更後
12:00		
13:00	午後の部 4時間	2 午後時間①
14:00		
15:00		
16:00		2 午後時間②
17:00		
18:00	夜間の部 3時間	
19:00		夜間の部 2時間
20:00		
21:00		

あんさんぶる荻窪は大事な宝 住民の声を無視した財産交換は中止を

杉並区は、あんさんぶる荻窪と荻窪税務署を財産交換し、荻窪税務署跡地に、特養ホームと複合施設（あんさんぶる荻窪から移転する福祉事務所や消費者センターなど）を建設する計画を進めています。

なぜ説明会開かないのか！ 住民から批判の声続々・・・

1月27日、天沼小学校で複合施設についての説明会が開かれ多くの住民が参加しました。

区側から複合施設についての説明の後、質疑応答になりました。多くの参加者から「あんさんぶる荻窪がなくなることは重大問題。きちんと説明会を開くべきだ」「財産交換は議会で正式に決まったわけではないのに、なぜ複合施設の説明会が開かれるのか。手順がおかしい」「あんさんぶる荻窪は区民の大事な財産だ。区長のものではない」など、批判が次々飛び出しました。区は「特定の施設や住民に対する説明会は開かない」と、区民の願いに背を向ける姿勢に終始しました。

財産交換は現在協議中 まだ交換は決まっています

財産交換について、国とはまだ協議中であり、正式に交換が決定されたわけではありません。区は、2016年2月の区議会定例会に議案を提出したいとしています。区民の大事なコミュニティの場であり、子育て支援の拠点として大事な役割を果たしているあんさんぶる荻窪。存続を求める声と運動を大きく広げてください。

くすやま地域 新春のつどい ご参加ありがとうございました



2月1日（日）、くすやま美紀地域の「新春の集い」が開かれ、85名が参加しました。ハーモニカとバンドネオンによるタンゴの演奏や、ピアノ伴奏による合唱など、おおいに盛り上がりしました。昨年末の総選挙躍進に続き、4月の区議選でも勝利を勝ち取ろうと決意を固めました。

介護保険料引き上げへ 基準月額500円増

1月23日に開催された杉並区介護保険運営協議会で、第6期（2015～2017年度）介護保険料案が示されました。

現在の基準月額5200円が、5700円に引き上がり、月額500円程度の値上げとなります。所得段階に応じて負担額は異なりますが、毎回（3年ごと）の改定のたびに保険料が引き上がるのは大きな問題です。保険料は、2月10日から始まる区議会定例会に提案されることとなります。日本共産党区議団は、負担増をおさえるために力を尽くします。

介護保険給付準備基金の取り崩し額 （見込み残高 13億6千万円）

基金取り崩し額	減額の額	保険料基準額
11億7千万円	265円減額	5700円

※介護保険給付費準備基金取り崩しにより、一定の減額が行われます。